

通達甲（交．捜．企）第 2 号  
平成 23 年 3 月 31 日  
存 続 期 間

各所属長殿

交通部長

## 交通事故事件捜査統括官等運用要綱の制定について

〔沿革〕 平成 26 年 5 月 通達甲（副監．交．総．法）第 23 号  
平成 27 年 3 月 同（副監．警．人 1. 庶）第 8 号改正

このたび、別添のとおり、交通事故事件捜査統括官等運用要綱を制定し、平成 23 年 4 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## 交通事故事件捜査統括官等運用要綱

### 第 1 目的

この要綱は、悪質な交通事故事件、事故原因の究明が困難な交通事故事件等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ緻密な実況見分及び鑑識活動を行う体制を確立するとともに、その指導教養体制の充実を図るための交通事故事件捜査統括官（以下「統括官」という。）及び交通事故鑑識官（以下「鑑識官」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

#### 1 特定事故事件

死者（即死者又は交通事故が発生してから 24 時間以内に死亡した者をいう。）又は重傷者（30 日以上の加療を要する傷害を負った者をいう。交通事故が発生してから 24 時間を経過した後、その負傷が原因となって死亡した者を含む。）を生じた交通事故事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該交通事故事件に係る車両等の運転者その他の乗務員が、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項前段の規定に違反したもの
- (2) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条から第 4 条まで又は第 6 条第 1 項から第 3 項までに規定する罪の適用が見込まれるもの
- (3) 証拠が一方当事者の供述のみであるもの

(4) 警察職員が当事者であるもの

## 2 指導対象事故事件

特定事故事件以外の交通事故事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当事者間の供述が食い違うもの

(2) その他事故原因の究明が困難であると認められるもの

## 第 3 統括官等の設置

1 交通捜査課に統括官及び鑑識官を置く。

2 統括官には交通捜査課交通事故事件捜査第一係、同課交通事故事件捜査第二係及び同課交通事故事件捜査第三係の各係長をもって充てる。

3 鑑識官には交通捜査課交通鑑識第一係及び同課交通鑑識第二係の警部補の階級にある者をもって充てる。

## 第 4 統括官等の任務

### 1 統括官の任務

統括官は、次の任務を行うものとする。

(1) 特定事故事件について、捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）第 20 条に規定する捜査主任官をいう。ただし、捜査主任官が指名されていない場合は、警察署長又は高速道路交通警察隊長をいう。以下同じ。）の下命に基づき、捜査を統括指揮すること。

(2) 指導対象事故事件の捜査について、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の当該事故事件を担当する捜査員を指導すること。

### 2 鑑識官の任務

鑑識官は、次の任務を行うものとする。

(1) 特定事故事件について、統括官の指揮を受け、実況見分及び鑑識活動を現場指揮（刑事部鑑識課が行う鑑識活動については助言。以下同じ。）すること。

(2) 警察署の交通捜査を担当する係員及び高速道路交通警察隊の中隊員の捜査の技術及び知識の向上を図るため、前(1)の任務を通じ、実地指導を行うこと。

## 第 5 報告

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、特定事故事件又は指導対象事故事件が発生した場合は、交通部長（交通捜査課交通事故事件捜査第三係経由。以下同じ。）に電話で速報するとともに、別記様式の「特定事故事件等発生報告書」により交通部長に報告するものとする。

## 第 6 捜査等

### 1 特定事故事件の捜査

(1) 交通捜査課長は、警察署長等から特定事故事件発生速報があった場合は、速やかに統括官をその現場に臨場させるものとする。

(2) 臨場した統括官は、その現場の状況を速やかに把握し、当該事故事件の原因究明、

過失責任の特定等について捜査主任官に報告し、その下命に基づき捜査を統括指揮するものとする。

- (3) 鑑識官は、統括官と共に速やかにその現場に臨場し、当該事故事件の実況見分及び鑑識活動を現場指揮するものとする。
- (4) 警察署等の当該事故事件を担当する捜査員は、当該事故事件の捜査並びに実況見分及び鑑識活動については、統括官及び鑑識官の指揮により行うものとする。

## 2 指導対象事故事件の捜査指導

- (1) 交通捜査課長は、警察署長等から指導対象事故事件発生の速報があった場合は、統括官を当該警察署等に派遣するものとする。
- (2) 派遣された統括官は、その現場で当該事故事件の実地指導を行う等必要な捜査の指導を行うものとする。

特定事故事件等発生報告書 (別記様式)